第二条第一項第一号の表第十九号中「1,793円」を「1,574円」に改め、同表第二十一号中「74,000円」を「71,000円」に改め、同表第二十七号中「202,000円」を「199,000円」に改め、同表第二十九号中「439,463円」を「339,194円」に改め、同表第三十三号中「八一、〇〇〇円」を「六八、九〇〇円」に、「311,000円」を「240,000円」に改め、同表第四十一号中「24.0円」を「22.8円」に改め、同表第四十二号中「8,210,000円」を「8,200,000円」に改め、同表第四十九号中「テレビ等難視聴」を「ラジオ難聴」に改め、同表第五十号中「及び合併重点支援地域に指定された市町村」を削り、同表第五十一号中「及び構想対象市町村」を削り、同表第五十二号中「平成二十二年度の」を「平成二十三年度の」に、「十三・〇パーセント」を「十三・五パーセント」に、「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に、「九十五・九パーセント」を「九十一・九パーセント」に、「〇・五二」を「〇・四九」に、「平成二十二年度末」を「平成二十三年度末」に改め、同表第五十四号中「公社造林の施業転換の推進及び経営の安定化に関する計画を林野庁に提出する道府県について」を削り、同表第六十四号中「当該助成の額の合計額又は当該算定した額のいずれか少ない額を当該地方団体の助成の額で按分して得た額」を「当該地方団体の助成の額又は当該算定した額を当該地方団体の助成の額で按分して得た額のいずれか少ない額」に改め、同号一中「前年度の三月三十一日現在における」及び「、同日現在において休診している病院の病床」を削り、「数とする。）」の下に「として総務大臣が調査した数」を加え、「結核病床等」を「精神病床」に、「一、二三〇、〇〇〇円」を「一、二六三、〇〇〇円」に、「八二〇、〇〇〇円」を「八四二、〇〇〇円」に改め、「（第一号中欄のただし書において加えた結核病床の数を除く。）」を削り、「一、〇九三、〇〇〇円」を「一、三六二、〇〇〇円」に、「八七四、〇〇〇円」を「一、〇四五、〇〇〇円」に、「及び」を「、結核病床の数及び」に、「五〇〇、〇〇〇円」を「四四〇、〇〇〇円」に改め、同号二中「専用病床」の下に「の数」を加え、「病床の前年度の三月三十一日現在における」を削り、「二一、六一三、〇〇〇円」を「一三、一二五、〇〇〇円」に改め、同号三中「一四四、六二五、〇〇〇円」を「一三六、八九六、〇〇〇円」に改め、同号四中「総務大臣が調査した」を削り、「前年度の三月三十一日現在における」を「数として総務大臣が調査した」に、「四、一四二、〇〇〇円」を「四、三〇三、〇〇〇円」に、「三、三一四、〇〇〇円」を「三、四四二、〇〇〇円」に、「二、二六一、〇〇〇円」を「二、二七四、〇〇〇円」に、「一、八〇九、〇〇〇円」を「一、八一九、〇〇〇円」に改め、同号五中「専用のもの」を「専用の病床の数」に改め、「病床の前年度の三月三十一日現在における」を削り、同号六中「総務大臣が調査した」を削り、「前年度の三月三十一日現在における」を「数として総務大臣が調査した」に改め、同表第六十六号中「同意又は許可を得た地方債」の下に「（発行について地方財政法第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同条第十一項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）」を加え、同表に次の三号を加える。

七十　災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。	当該年度の十月三十一日までに災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により職員の派遣を受けた道府県について、当該受入れに要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。
七十一　文化財の災害復旧に要する経費があること。	文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第百八十二条の規定に基づく条例により指定された文化財の災害復旧に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
七十二　消防ヘリコプターの管理運営に要する経費があること。	次の算式によつて算定した額とする。 算式 A×136,249,000円×0.5 算式の符号 A　消防組織法（昭和22年法律第226号）第50条の規定に基づき当該道府県が無償で使用する固有の消防ヘリコプターの数として総務大臣が調査した数

第三条第一項第一号イの表第二号中「一二一、〇〇〇円」を「一一八、〇〇〇円」に、「一三二、〇〇〇円」を「一二八、〇〇〇円」に改め、同表第三号中「当該年度に要した」を「に要した」に改め、同表に次の一号を加える。

七　災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。	前条第一項第一号の表第七十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

第三条第一項第一号ロの表に次の一号を加える。

四　文化財の災害復旧に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第七十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

第三条第一項第二号の表第五号中「〇・〇八〇」を「〇・〇七八」に改め、同表第六号中「91円」を「75円」に、「1,884円」を「1,649円」に改める。

第三条第一項第三号イの表第一号中「1,240円49銭」を「1,219円09銭」に改め、同表第二号中「二八、七六〇、〇〇〇円」を「二八、八九〇、〇〇〇円」に、「四三、一四〇、〇〇〇円」を「四三、三三〇、〇〇〇円」に、「五、三九〇、〇〇〇円」を「五、四二〇、〇〇〇円」に、「二一、五七〇、〇〇〇円」を「二一、六七〇、〇〇〇円」に、「一四、三八〇、〇〇〇円、三以上」を「一四、四五〇、〇〇〇円、三以上」に、「九、五九〇、〇〇〇円」を「九、六三〇、〇〇〇円」に、「七、二二〇、〇〇〇円」を「七、二七〇、〇〇〇円」に、「五、七五〇、〇〇〇円」を「五、七八〇、〇〇〇円」に、「一四、三八〇、〇〇〇円、六以上」を「一四、四四〇、〇〇〇円、六以上」に、「一〇、七九〇、〇〇〇円、一〇以上」を「一〇、八三〇、〇〇〇円、一〇以上」に、「八、六三〇、〇〇〇円」を「八、六七〇、〇〇〇円」に、「二、七一〇、〇〇〇円」を「二、七二〇、〇〇〇円」に、「一、八一〇、〇〇〇円」を「一、三五〇、〇〇〇円」を「一、三六〇、〇〇〇円」に、「一〇、七九〇、〇〇〇円、三以上」を「一〇、八四〇、〇〇〇円、三以上」に、「七、一九〇、〇〇〇円」を「七、二三〇、〇〇〇円」に改め、同表第六号中「四、三三〇、〇〇〇円」を「四、三七〇、〇〇〇円」に、「四六、〇〇〇円」を「四七、〇〇〇円」に改め、同表第七号中「一〇六、〇〇〇円」を「一一〇、〇〇〇円」に、「一一四、〇〇〇円」を「九四、〇〇〇円」に改め、同表第八号中「二、六三三、〇〇〇円」を「二、八二四、〇〇〇円」に改め、同表第十一号中「（平成十六年新潟県中越地震に係る災害廃棄物処理事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額にあつては〇・七五）」を削り、同表第十三号中「166円」を「164円」に改め、同表第二十二号中「一六二円」を「一六七円」に、「一五九円」を「一六三円」に、「159円」を「163円」に改め、同表第二十三号中「304,000円」を「305,000円」に改め、同表第四十二号中「一、〇〇〇円」の下に「（住民基本台帳カードの交付手数料を免除しているもの（同法第三十条の四十四第五項の規定により住民基本台帳カードが提出された場合において、当該住民基本台帳カードの追記欄の余白がないことにより交付される住民基本台帳カードに係るものに限る。）にあつては、一、五〇〇円）」を加え、同表第四十五号中「八一、〇〇〇円」を「六八、九〇〇円」に、「157,000円」を「133,000円」に改め、同表第五十七号中「改正前法」の下に「附則」を加え、同表第六十号中「761,000円」を「836,000円」に改め、同表第六十二号中「439,463円」を「339,194円」に、「207,460円」を「186,245円」に改め、同表第六十五号一中「平成二十二年度の」を「平成二十三年度の」に、「十一・二パーセント」を「十・五パーセント」に、「平成二十一年度」を「九十一・八パーセント」に、「八十九・二パーセント」を「十・五パーセント」に、「平成二十二年度末」を「平成二十三年度末」に改め、同号二中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、「十一・二パーセント」を「十・五パーセント」に、「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に、「〇・五五」を「〇・五三」に改め、同表第六十八号一中「前年度の三月三十一日現在における」及び「同日現在において休診している診療所の病床及び」を削り、「の数」の下に「として総務大臣が調査した数」を加え、「一、二三〇、〇〇〇円」を「一、二六三、〇〇〇円」に改め、同号二中「前年度の三月三十一日現在における」を削り、「専用病床」の下に「の数」を加え、「病床の」を削り、同表第六十九号中「前年度の三月三十一日現在における」を削り、